

## 茂原市農業委員会第1回総会議事録

- 1 開催日時 平成28年1月25日(月) 午後1時30分から
- 2 開催場所 茂原市役所102会議室
- 3 出席委員 26名
  - 1番 北田 茂
  - 2番 日吉利 一
  - 3番 井上 幹男
  - 4番 高山 多聞
  - 5番 湯浅 公夫
  - 6番 風戸 茂樹
  - 7番 蕨 直邦
  - 8番 秋山 芳廣
  - 9番 杉浦 文子
  - 10番 光橋 正人
  - 11番 中田 文昭
  - 12番 渡邊 滋樹
  - 13番 高橋 英二
  - 14番 秋葉 仁喜
  - 15番 浦島 京子
  - 16番 鬼島 一郎 (第二小委員長)
  - 17番 佐藤 栄作
  - 18番 矢部 義明
  - 19番 古山 光雄
  - 20番 熊切 秀雄
  - 21番 加藤 古志郎 (会長)
  - 22番 大塚 優
  - 23番 鈴木 幸雄 (第一小委員長)
  - 24番 鵜澤 和行
  - 26番 麻生 重和
  - 27番 石井 利明 (職務代理者)
- 4 欠席委員 1名
  - 25番 丸島 正昭
- 5 事務局職員 5名
  - 事務局長 葛岡 直樹
  - 局長補佐 三階 英幸
  - 主査 東條 成男
  - 副主査 芝崎 一郎
  - 主事 斉藤 直也
- 6 会議に付した議案
  - 農地法第3条の規定による許可申請について 3件
  - 農地法第4条の規定による許可申請について 1件
  - 農地法第5条の規定による許可申請について 6件
  - 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について 1件  
(第12回総会保留議案)

農地法第3条の規定による許可申請について	1件
農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について (第14回総会保留議案)	1件
農地法第3条の規定による許可申請について	1件

## 7 報告

農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
軽微な農地改良の届出について  
その他

## 8 総会要旨

局長	<p>本日はお忙しい中、農業委員会第1回総会にご出席いただきましてありがとうございます。総会は「年度」ではなく「暦年」で数えますので、本日が第1回目となります。本日の議事案件は、3条申請が3件、4条申請は1件、5条申請につきましては6件、農地法第5条の規定による許可後の計画変更が1件、先月の保留案件の3件、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認についての合計14件でございます。そのほか報告事項がございます。現地調査につきましては、18日に第2小委員会で行っております。本日の欠席委員ですが、丸島委員より所用のため、欠席する旨の連絡がございました。これから議事に入らせていただきます。会議規則によりまして、会長が議事の進行をするということになっておりますので、加藤会長よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>それでは、ただいまから総会を始めたいと思います。さて、議事に入る前に本日の議事録署名人の選出についてですが、いかがいたしましょうか。 (議長一任の声) 議長一任との意見がありましたのでこちらで指名させていただきます。本日の議事録署名人は17番佐藤委員と18番矢部委員にお願いしたいと思います。議案の説明及び書記は事務局にお願いします。早速議事に入りますが、まず農地法3条の許可申請から入ります。それでは事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。 始めに1号議案でございます。申請地は高田字甲沼地先他1筆、畑1045㎡に使用貸借権を設定しようとする申請でございます。申請人は、借人は高田の★★さん、貸人は母親の★★さんでございます。申請理由としましては、農業者年金の受給継続のため使用貸借権を設定するものでございます。 次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われま。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯合計で350日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われま。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。  続きまして2号議案でございます。申請地は高田字乙沼地先他1筆、田んぼ411㎡、畑1355㎡に使用貸借権を設定しようとする申請でございます。申請人は、借</p>

人は高田の★★さん、貸人は父親の★★さんでございます。申請理由としましては、農業者年金の受給継続のため使用貸借権を設定するものでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われま。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯合計で400日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われま。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております

続きまして3号議案でございます。申請地は、真名字番場地先、畑231㎡を売買しようとする申請でございます。申請人は、買受人が真名の★★さん、売渡人は柏市の★★さんでございます。申請理由としましては、当申請地は茂原・長柄スマートインターチェンジ設置事業のため道路用地として売却予定の土地の残地であり、不要になったためとのことでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われま。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯で250日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われま。添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

会長 説明が終わりました。それでは農地法3条の許可申請につきまして、小委員会の審議結果の報告をお願いします。

第2 小委員会での審議の結果、1号議案許可、2号議案許可、3号議案許可となりましたので報告いたします。

会長 それでは順次、審議いたします。まずは1号議案ですが次の2号議案も高田で同じ農業者年金の関係です。★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 1号議案も2号議案も農業者年金受給の為ということで、許可でよろしいかと思ひます。

会長 1号議案2号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは1号2号議案についてはともに許可ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 1号議案2号議案については、許可ということに決定いたしました。

続きまして3号議案です。こちらは現地調査してございます。★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 この場所はインター絡みということで、許可でよろしいかと思ひます。

会長 ★★委員いかがですか。

★★委員 先程説明のありましたとおり、スマートインターの接続道路の残地部分で地元の方が買うということなので、是非とも許可でお願いしたいと思ひます。

会長 3号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは3号議案については許可ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 3号議案については、許可ということに決定いたしました。

続きまして農地法4条の許可申請に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは農地法第4条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

それでは始めに4号議案でございます。申請地は本納字本城下地先、畑17㎡と一体利用する山林91㎡の合計108㎡でございます。本納の★★さんが専用住宅用地とする申請でございます。申請理由としましては、現在両親と同居しているが結婚して手狭になったため、実家に隣接する申請地に住宅を建築したいとのことでございます。建物としましては、木造・2階建て・専用住宅・建築面積54.65㎡が1棟でございます。排水は西側道路側溝に接続する計画でございます。隣接は1名から同意を得ております。他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。以上でございます。

会長

説明が終わりました。それでは農地法5条の許可申請につきまして、小委員会の審議結果の報告をお願いします。

第2  
小委員長

小委員会での審議の結果、4号議案許可相当となりましたので報告いたします。

会長

それでは順次、審議いたします。4号議案ですが、こちらについては現地調査してございます。★★委員、ご意見ございますか。

★★委員

実家の隣りに息子さんが家を建てるとのことですので、許可相当でよろしいかと思えます。

会長

それでは★★委員、ご意見ございますか。

★★委員

親子間で倅さんが結婚して戻ってくるとのことです問題ないと思えますので、許可相当でお願いします。

会長

4号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声)それでは4号議案については許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声)4号議案については、許可相当ということに決定いたしました。

続きまして農地法5条の許可申請に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。

初めに5号議案でございます。申請地は八千代1丁目地先、畑220㎡でございます。大網白里市の★★さんが千葉市の★★さんから土地を買い受けて福祉施設用地とする申請でございます。申請理由としましては、現在申請人は大網白里市並びに茂原市にて障害福祉サービス事業所であるグループホームを5か所で開業しておりますが、利用希望者が増加しているため新たに事業所を開設し受け入れていきたい為とのことでございます。建物としましては、軽量鉄骨造・2階建て・福祉施設・建築面積94.82㎡が1棟でございます。排水は南側公共下水道に接続する計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付

すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして6号議案でございます。申請地は早野字向宿地先、畑2090㎡の内330㎡でございます。早野の★★さんが姉妹である★★さん他2名から使用貸借により土地を借り受けて専用住宅用地とする申請でございます。申請理由としましては、現在実家住まいであり、手狭であるので実家に近い当申請地に住宅を建てたいとこのことでございます。建物としましては、木造・平屋建て・専用住宅・建築面積99.37㎡が1棟でございます。排水は北側公共下水道に接続する計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。なお、申請地は現在駐車場として使用していたため始末書が提出されております。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして7号議案でございます。申請地は、早野字内谷地先、他7筆、田んぼ90.21㎡、畑345.52㎡と一体利用する山林806㎡の合計1241.73㎡でございます。東京都の★★さんが下永吉の★★さんから土地を買って資材置場用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請人は茂原地区に天然ガス採取基地や送ガス施設があり、同施設の維持管理、補修用の配管材・山砂・碎石等を保管するための資材置場として転用したいとこのことでございます。計画としましては、通路部分に砂利を敷均し、外周にはフェンスを設置いたします。排水は雨水のみとなっており、早野水利組合より雨水についての排水同意書が提出されております。隣接は2名から同意を得ております。他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして8号議案でございます。申請地は、六ツ野字場菅地先、畑108㎡と一体利用する山林2720㎡の合計2828㎡でございます。小林の★★さんが新小轡の★★さんから土地を買って駐車場用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請人は隣接する土地並びに建物を取得し工場としての利用を計画しており、従業員用の駐車場として一体利用したい為、転用したいとこのことでございます。計画としましては、全面砂利を敷均し、外周にはコンクリートブロックを設置し従業員用駐車場7台分とする計画でございます。排水は雨水のみとなっております。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして9号議案でございます。申請地は谷本字本村地先、他1筆、田んぼ196㎡でございます。東郷の★★さんが谷本の★★さんから土地を買って専用住宅用地とする申請でございます。申請理由としましては、現在アパート住まいであり、住宅地で住環境の良い申請地に住宅を建てたいとこのことでございます。建物としましては、木造・平屋建て・専用住宅・建築面積65.62㎡が1棟でございます。排水は西側農業集落排水に接続する計画でございます。市・農政課より協議報告書が提出されております。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い

い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

最後に10号議案でございます。申請地は本小轡字東之妻地先、畑1463㎡でございます。東京都の★★さんが北塚の★★さんから土地を買い受けて太陽光発電システム用地とする申請でございます。申請理由としましては、日光を遮るものがなく日当たりが良い場所で当事業に適している為とのことでございます。計画としましては、太陽光パネル240枚でございます。1枚のパネルの大きさは約165センチ×100センチで、パネルの集合体を2カ所設置し外周にはネットフェンスを設置する計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。排水は雨水のみで敷地内浸透となっており両総土地改良区から意見書が提出されております。なお、東郷地区自治会連合会長に対して当事業説明を1月14日に行って了解を得ております。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。以上でございます。

会長 説明が終わりました。小委員会の審議結果の報告をお願いします。

第2  
小委員長 小委員会での審議の結果、5号議案許可相当、6号議案許可相当、7号議案許可相当、8号議案許可相当、9号議案許可相当、10号議案許可相当となりましたので報告いたします。

会長 それでは5号議案について審議いたします。こちらは土地区画整理事業内とのことで現地調査はしてございません。★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 用途地域内にある農地でありますので、許可相当でよろしいと思います。

会長 5号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは5号議案については許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 5号議案については、許可相当ということに決定いたしました。

続きまして6号議案です。こちらは現地調査してございます。★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 こちらは手前部分を駐車場で使用しているとのことでしたが、周りも住宅地で用途地域でありますので、許可相当でよろしいかと思えます。

会長 それでは★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 この地域は用途地域内で周辺に住宅も建ってきておりますので、許可相当をお願いします。

会長 6号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは6号議案については許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 6号議案については、許可相当ということに決定いたしました。

続きまして7号議案です。こちらは現地調査してございます。★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 ちょっと疑問な点がありまして、道幅が狭い場所でどうして資材置き場にするのかと。地元の方で何かわかるかたがいれば説明をお願いしたいです。

会長 ★★委員どうですか。

★★委員 場所はだいたいわかるんですけど、道路の広さがどの位かはわかりません。この場所はどん詰まりになりますので荒れる公算がだいぶ強いのではないかと思います。そのために資材置き場として使うのであればきちんと管理され草などは生えないのではないかと思います。ただ質問のあったことに関してはよくわかりません。

★★委員 現地は以前に宅地造成という形でですね、整備されています。周りも造成され住宅が建っていて生活道路となっています。道幅はあまり広くないようです。

会長 ★★委員どうですか。

★★委員 こちらは昔に事前着工された場所と思われまして、今回の許可後には適正に管理されると思われまして。また、今回のような場所があった場合には地元の委員さんでしっかりと管理・指導をしていただきたいと思えます。

会長 7号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは7号議案については許可ということよろしいでしょうか。(異議なしの声) 7号議案については、許可ということに決定いたしました。

続きまして8号議案でございます。現地調査してございます。★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 農地が残っていたような土地でありますので宅地と一体で利用するということがありますので、許可相当でよろしいかと思えます。

会長 ★★委員どうですか。

★★委員 農地としては使い道のないようなところなので、こういう状況で駐車場として利用するというのであれば許可相当でよろしいのではないかと思います。

会長 8号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは8号議案については許可相当ということよろしいでしょうか。(異議なしの声) 8号議案については、許可相当ということに決定いたしました。

続きまして9号議案でございます。現地調査してございます。★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 周りは完全に住宅地となっており、ここだけ残された土地となっており何ら問題ないと思われるので、許可相当をお願いします。

会長 ★★委員どうですか。

★★委員 現地は住宅街の真ん中です。許可相当をお願いします。

会長 9号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは9号議案については許可相当ということよろしいでしょうか。(異議なしの声) 9号議案については、許可相当ということに決定いたしました。

続きまして10号議案でございます。現地調査してございます。★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 この場所は、日を遮るものもないし周りの農地に影響をあたえることもないので、許可相当でお願いいたします。

会長 ★★委員どうですか。

★★委員 隣接地は既に太陽光のパネルを設置してありまして、生産性は低いと思います。許可相当でお願いします。

会長 10号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは10号議案については許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 10号議案については、許可相当ということに決定いたしました。

続きまして、農地法5条の規定による許可後の計画変更申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 農地法5条の規定による許可後の計画変更申請について、ご説明させていただきます。

それでは11号議案でございます。申請地は、上永吉字内原地先、田んぼ176㎡でございます。上永吉の★★さんが大多喜町の★★さんから土地を買い受けて駐車場用地とする申請でございます。なお、当初計画は昭和48年4月17日付け住家用地でございます。申請理由としましては、申請人の世帯で自家用車を4台保有し他の場所に駐車しておりますが、自宅に近く利便性の良い申請地を駐車場として転用したいとのことでございます。計画としましては、整地を行い自家用車4台と来客者用2台分の駐車場6台分とする計画でございます。排水は、敷地内浸透の計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。以上でございます。

会長 説明が終わりました。小委員会の審議結果の報告をお願いします。

第2 小委員長 小委員会での審議の結果、11号議案許可相当となりましたので報告いたします。

会長 それでは11号議案について審議いたします。こちらも現地調査してございます。★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 駐車場が無くて困っているとのことで、許可相当でよろしいと思います。

会長 ★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 一度許可がおりている計画変更ですから、許可相当でお願いします。

会長 11号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは11号議案については許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 11号議案については、許可相当ということに決定いたしました。



続きまして、昨年10月に保留となった12号議案及び13号議案です。  
まずは保留となってから1ヶ月の経過について、事務局より説明をお願いします。

事務局 先程、皆さんに閲覧いただいた写真ですが、小松菜の収穫があったというところと以前よりも多く堆肥を入れて土壌改良に励んでいるところと、水路の確保を行っていて人員も先月と変わらず現地に入っているという状況でございます。

会長 ★★委員どうですか。

★★委員 現地を何度か見させていただいていますが、去年から比べますとかなり仕事は前進しているなという感じは受けます。事務局からも話がありましたが、土壌改良とか排水の問題とか今やりながら進行中だと言っておりました。小松菜の収穫もあったということなので前進しているとのことで、また他も耕して畑としてあるのでよろしいのではないかと思います。

会長 ★★委員どうですか。

★★委員 ★★委員さんがおっしゃったとおりです。今の時点ではする仕事はないですから。この間、小委員会の日に天気が悪く雨が降っていて現地がどうか行ってみてきました。やはり水が溜まっていました。現場の人に行き会った時に雨が降っているときに現場を見てどこが低く水が溜まるのかを見て排水の問題解決に役立ててほしいと伝えました。それと新たに若い人を雇ったようで、仕事をする意欲は出ています。またこれから2月に椎茸を並べ始める計画があるようで、それで皆さんに意見を聞いて是非まとめていただければと思っています。

会長 地元委員からの意見がありましたが、皆さんも現地を見ていただいていると思います。★★委員いかがですか。

★★委員 小松菜について今日写真を見させていただきましたけれども、まだ耕作面積が少ないですが、冬場ということもあり仕方ないですが。また新たに新人が入ったとのことなので、そろそろ良いのではないかと思います。

会長 ★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 私も現場を良く見ているんですけども、いまは寒い時期ですから作物も育たず耕作面積的にはそんなに増えていないとおもいます。ただ春に向けて、土壌改良等をやっているなというのは見受けられます。地元の委員さんの指導もあって良い方向に向いていると思いますので、そろそろ良いのではないかなと私は思います。

会長 ★★委員どうぞ。

★★委員 これは付帯事項として条件は付けられるのでしょうか。

会長 意見は付けられますよね。

★★委員 この状況で進行形であれば、問題ないですよ。そのかわり不耕作になつては駄目で皆さんによく見られる地域です。

会長 ★★委員どうぞ。

- ★★委員 作付けの営農計画をきちんと出させて、それに基づいてやってもらって、まあ一時転用期間満了後にはまた申請してもらわなければならないので、きちんとした形で継続して地主に迷惑のかからないようにしていかないといけないと思うので。きちんとした計画の上で農業委員会で指導した中で許可するという方向づけをしてもらいたいと思います。
- 会長 ★★委員どうぞ。
- ★★委員 私も今おっしゃったように、地権者のことが一番の心配なんです。この事業が成功してもらわないと。そこだけが心配です。
- 会長 ★★委員どうぞ。
- ★★委員 計画の中で椎茸栽培が売り上げの大部分を占めていたと思うのですが、前回の説明で2月に菌打ちをすることでしたけれども、その辺の確認をしてからので許可をお願いします。
- 会長 ★★委員どうぞ。
- ★★委員 私も現地を地元委員と共に以前から見させていただいてますけれども、大分浸透してきたと思います。ただ議論の焦点というのが許可をするために形でやってきたというのが今までであったと思いますけれども、事業者も腰を据えて取り組んできているのが見えてきております。ただ、先程おっしゃったように椎茸の件があるので更に精査してやったらどうかと思います。
- 会長 事務局に質問しますが、営農計画については改善されていますか。
- 事務局 営農計画については、先月の段階で改善したものをいただいてまして県から指摘された事項については改善されております。
- 会長 ではこちらについてはだいたい意見が集約してきております。この間の指導で前進はしてきていると。ただ最後の判断をどのようにするかというところで、この件は3か月目になるわけです。計画では2月に椎茸の菌打ちをしますとありますので、そちらを確認したうえで、我々も地元委員や役員会で総会前に協議して、それで確認できれば方向性を打ち出すというふうにしたいと思いますので、その辺を含んで引き続き現場を見て皆さんのほうで指導や助言をしてもらいたいと思いますので、よろしいでしょうか。(異議なしの声) 12号議案及び13号議案については、1ヶ月間保留ということに決定いたしました。
- 事務局 続きまして、14号議案の12月保留案件について審議に入ります。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 続きまして平成27年度12月総会分保留案件につきまして説明します。
- はじめに2号議案でございます。申請地は、本納字北中曾根地先、田んぼ1736㎡でございまして、前回からの変更点はございません。12月総会では雑木の伐採・撤去後許可とのことでしたが1月22日付で連絡があり、先週中に雑木の撤去の予定でしたが雨の影響で日程が流れてしまった為、本日撤去作業を行うとのこと。本日の午前中に現地の確認をおこなったところ雑木の撤去はほとんど完了したようで大方きれいになっておりました。
- 続きまして3号議案でございます。申請地は、吉井上字通地地先、畑1133㎡でございまして前回からの変更点はございません。この案件につきましても雑木の伐

採・撤去後許可とのことでしたが、申請者に確認したところ総会までの撤去は難しいとの連絡をいただいております、こちらについても本日午前中に確認したところ特に状況は変わっていませんでした。以上でございます。

会長 12月の2号案件については、撤去されていると事務局で確認されたとのことですが他にご意見ございますか。★★委員どうぞ。

★★委員 数時間前に現地を確認に行ってきたのですが、今の説明は大方きれいになったとのことでしたが、確かに見た目にはきれいになってありました。ただし、切り株がベンチになるくらい大きさであるので、10株までは無いですが、撤去されていない。ということは、春になれば芽をふきますから。湿地性の雑木だと思いますので。それは良いのでしょうか。

★★委員 私もそう思いました。見に行きましたが、大株が残っているのです。大きな機械が入って作業をしていたのにどうして株の撤去をしなかったのかと。田んぼにするのだから、耕作できるようにしないと。

事務局 追加で説明がありまして、本当は先週に撤去する予定での連絡が来てたんですけど、雨の影響等で流れてしまったらしくて今日、作業する予定だそうです。午後から作業するのか、あれが終わった状態なのかがまだ確認が取れていなくて。現状は株が残っています。

★★委員 では条件として、抜根した時点で連絡を受けて現地を確認して、それで許可ということの良いのではないですか。

★★委員 申請者は、今日作業するという連絡があったのですよね。

事務局 はい。ありました。

★★委員 ではやっていただきましょう。

会長 では2号議案については、抜根後に確認してから許可ということに致します。3号議案はどうですか。今日までには草刈りは間に合わないとのことですが。

★★委員 作業すると言っているのですか。

事務局 するとは言っていますが、いつになるかは聞いていません。

★★委員 それなら申請の取下げをしてもらって、作業の予定がついたときに再度、申請をしてもらうのが良いのでは。

会長 では取下げ指導をして、現地がきれいになったら申請してくださいと。いうことでよろしゅうございますか。(意見なしの声)では事務局、指導をお願いします。以上で協議事項は全て終了いたしました。これもちまして本日の総会の議案はすべて終了いたしました。長時間にわたる慎重審議、ありがとうございました。

以上のとおり、茂原市農業委員会第1回総会の議事の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、次のとおり署名捺印する。

平成28年1月31日

茂原市農業委員会 会長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 農業委員 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 農業委員 \_\_\_\_\_ 印